藤沢市教育委員会定例会(12月)会議録

日 時 2006年12月8日(金)午後3時

場 所 東館2階教育委員会会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議事
 - (1) 議案第24号 教育財産の取得の申出について (高砂小学校体育倉庫等附属建物及びグランド外構)
 - (2) 議案第25号 教育財産の取得の申出について (石川小学校校舎及びグランド外構)
 - (3) 議案第26号 教育財産の取得の申出について (白浜養護学校体育倉庫等附属建物及びグランド外構)
 - (4) 議案第27号 藤沢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について
 - (5) 議案第28号 藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱又は任命について
 - (6) 議案第29号 県費負担教職員の人事異動について
- 5 その他
 - (1) 第6回藤沢市30日美術館「藤沢と丸木位里・丸木俊展」について
 - (2) (財)藤沢市芸術文化振興財団主催 学校訪問事業の結果報告について
 - (3) 2007年成人式について
 - (4) 放課後子どもプランについて
 - (5) 学校給食における食育の現状について
 - (6) いじめ問題への取り組みについて
 - (7) 地域子供の家外壁等改修工事に伴う臨時休館について
- 6 閉 会

出席委員

1番小野晴弘2番鈴木紳一郎

 3番
 開 沼 佳 子

 4番
 平 岡 法 子

5番 川島一明

出席事務局職員

教育総務部長 落 合 英 雄 生涯学習部長 高木三広 教育総務部参事 小 島 隆 生涯学習部担当部長 浅 木 良 教育総務部参事 城田 修 治 生涯学習部参事 渡邊忠雄 教育総務部参事 飯島 広 美 生涯学習部参事 植木正敏 生涯学習部参事 武 清 生涯学習部参事 熊 谷 正 明 学務課長 田中一次 保健給食課長 野 廣 賢 学校教育課主幹 桑山光生 西部学校給食 村 越 恭 子 合同調理場長

書 記 上野 進 書 記 松森裕二

午後3時00分 開会

川島委員長 はじめに、本日の会議録に署名します委員は、3番・開沼委員、4番・平 岡委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川島委員長 それでは、本日の会議録に署名します委員は、3番・開沼委員、4番・平 岡委員にお願いいたします。

 $\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div$

川島委員長 次に、前回会議録の確認をお願いいたします。

特にないようですので、このとおり了承することといたします。

 $\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div$

小野委員 私は議案第29号の県費負担教職員の人事異動については、人事に関する情報に該当すると思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、非公開での審議とするよう発議いたします。

川島委員長 ただいま、議案第29号県費負担教職員の人事異動については、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、 非公開での審議を要請する発議がありましたので、同条第7項の規定により、 直ちに採決を行います。ただいまの発議に対しまして、賛成の方の挙手を 求めます。

(賛成者举手)

川島委員長 賛成5名。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第6項ただし書きの規定により、出席委員の3分の2以上の多数で議決いたしましたので、議案第29号県費負担教職員の人事異動については、後ほど非公開での審議といたします。

 $\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div$

川島委員長これより議事に入ります。

議案第24号教育財産の取得の申出について(高砂小学校体育倉庫等附属建物及びグランド外構)、議案第25号教育財産の取得の申出について(石川小学校校舎及びグランド外構)、議案第26号教育財産の取得の申出について(白浜養護学校体育倉庫等附属建物及びグランド外構)を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

城田教育総務部参事 議案第24号から議案第26号まで一括して説明いたします。この 議案は、財団法人藤沢市開発経営公社の建替え施工により建設した、高砂 小学校ほか2校の教育財産について、市長に買戻しの申出をするものです。 議案第24号は高砂学校の教育財産の取得を申出るものです。1の申出をする財産の所在地、名称、構造等、面積については記載のとおりです。2の所有者、3の取得価格は記載のとおりです。4の取得時期は2007年(平成19年)3月31日とし、教育財産の取得について市長に申出をするものです。

次に、議案第25号は、石川小学校の教育財産の取得を申出るものです。 1の申出する財産の所在地、名称、構造等、面積は記載のとおりです。2の 所有者、3の取得価格は記載のとおりです。4の取得時期は2007年(平成 19年)3月31日とし、教育財産の取得について市長に申出するものです。

次に、議案第26号は、白浜養護学校の教育財産の取得を申出するものです。1の申出する財産の所在地、名称、構造等、面積は記載のとおりです。2の所有者、3の取得価格は記載のとおりです。4の取得時期は2007年(平成19年)3月31日とし、教育財産の取得について市長に申出するものです。

参考資料の高砂小学校屋内運動場等年度別明細書ですが、建設費を元利 均等償還で買戻しをしている表で、平成8年から平成18年の10年間で買戻 す計画になっております。屋内運動場を先に行ったのは国庫補助金をもらう ために、一括して均等償還に上乗せしての数字になっているものです。以上 です。

川島委員長 事務局の説明が終わりました。議案第24号、議案第25号、議案第26号 につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

平岡委員 高砂小学校は全部払い終えたが、石川小学校と白浜養護学校が少し残って いるということですか。

城田教育総務部参事 白浜養護学校は平成 20 年度まで、石川小学校は平成 21 年度までと なります。

川島委員長ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

川島委員長 それでは、議案第24号教育財産の取得の申出について(高砂小学校体育 倉庫等附属建物及びグランド外構)、議案第25号教育財産の取得の申出に ついて(石川小学校校舎及びグランド外構)、議案第26号教育財産の取得 の申出について(白浜養護学校体育倉庫等附属建物及びグランド外構)は、 原案どおり決定いたします。

川島委員長 次に、議案第27号藤沢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について を上程いたします。事務局の説明を求めます。

飯島教育総務部参事 議案第27号藤沢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について、 ご説明申し上げます。藤沢市奨学生選考委員会は、次年度に高等学校に進学 する生徒を対象に、中学校の最終時点で奨学生を選考するものです。今回、 委嘱又は任命します委員の氏名等は記載のとおりです。選考委員は、規則 第2条に規定しており、第1号から第3号までの各委員で、それぞれ任期が 異なっております。2号の市立中学校長は在任期間中、1号の市民委員は 2年、3号の市立小学校長の代表は1年間の任期となっており、再任もでき るようになっております。なお、市民委員については任期満了に伴う公募を 行い4名の応募がありました。この応募者に対して、市の審議会等の設置 及び運営等基本指針にある年齢・階層が偏重することなく、年齢構成に配慮 し選任する。本市女性行動計画に基づき女性の登用に努める等の年齢構成、 男女比、地域政等を考慮いたしました。

次に、藤沢市奨学生選考委員会委員の市民委員選考に関する基準の5項目にのっとり、1点目は中学校教育現状の理解度、2点目は現行制度及び趣旨の理解度、3点目は意欲、4点目は適性、5点目は女性委員の登用ということです。これについては文章による審査を行った結果、男性1名、女性1名の2名の市民委員を選考いたしました。以上です。

川島委員長 事務局の説明が終わりました。議案第27号につきまして、ご意見・ご質

特にないようですので、議案第 27 号については原案どおり決定すること にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

問がありましたらお願いいたします。

川島委員長 それでは、議案第27号藤沢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命に ついては、原案どおり決定することといたします。

川島委員長 次に、議案第28号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱又は任命についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

廣野保健給食課長 議案第28号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱又は任命について、 ご説明いたします。この議案は、現藤沢市学校事故措置委員会委員の任期が 今月11日をもちまして任期満了となりますことから、藤沢市学校事故措置 委員会規則第3条第1項に基づき、選出区分であります市民、学識経験者、 保護者、藤沢市市立学校教職員から新たに委員14名を委嘱あるいは任命 するものです。新たに選任いたします委員の氏名、生年月日、住所、選出 区分等は記載のとおりですが、新任7名、再任7名となっております。任期 は2006年12月12日から2008年2月12日までの2年間です。以上です。

川島委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 28 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

鈴木委員 学校事故措置委員会はどのくらい開かれているのでしょうか。

廣野保健給食課長 ここ数年間は年間2回程度です。

鈴木委員 委員会は全員出席ですか。

廣野保健給食課長 全員出席を前提としておりますが、場合によっては所用で欠席の方も おり、過半数以上の出席を得ております。

川島委員長ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

川島委員長 それでは、議案第28号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱又は任命に ついては、原案どおり決定することといたします。

 $\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div$

川島委員長その他に入ります。

(1)第6回藤沢市30日美術館「藤沢と丸木位里・丸木俊展」について、 事務局の説明を求めます。

浅木生涯学習部担当部長 第6回藤沢市30日美術館「藤沢と丸木位里・丸木俊展」について、ご説明いたします。30日美術館は今回6回目ですが、1の目的は記載のとおりです。2の会期は2007年1月23日(火)~2月25日(日)、3の会場は藤沢市民ギャラリー常設展示室、4のジャンルは美術・工芸部門、5の企画は「藤沢と丸木位里・丸木俊展」です。丸木夫妻は1948年から1953年までの5年間、片瀬に住まわれていたときに「原爆の図」シリーズの1から6までの作品を制作されました。そのときに、湘南高校生にデッサン等を教えていただいているということから、藤沢にも密接な関係があるということで、今回、丸木位里・俊さんの展覧会を行うことにいたしました。本来ですと、秋に実施をしておりましたけれども、作品を決定するのに戸惑っておりまして、来年1月23日からの開催となっております。

内容としましては、大きな「原爆の図」は藤沢市民ギャラリーではなかなか展示しきれませんので、「原爆の図」に至るまでのデッサン、藤沢にいらしたときに描かれたであろう油彩画など、全体で 27 点の展示をすることになりました。以上です。

川島委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご 質問がありましたらお願いいたします。

鈴木委員 この企画は大変素晴らしいので、学校の生徒たちに見せるなどの計画は ありますか。

浅木生涯学習部担当部長 今回の作品展についてはポスターとか、今まで 30 日美術館を 見に来ていただいた方に直接お声かけをしていきたい。それから広報、新聞 等々を活用して多くの皆さんに見にきていただきたいと思っています。実行 委員会メンバーからも、ある意味で世界的に知られている作家の作品ですの で、広くPRをしてほしいという要望もあり、ポスターとDMについては 現在作成中でございます。でき上がりましたら、学校も含めてお知らせを していきたいと思っております。

川島委員長ほかにありませんか。

ないようですので、本件を了承することといたします。

川島委員長 (2)藤沢市芸術文化振興財団主催の学校訪問事業の結果報告について、 事務局の説明を求めます。

浅木生涯学習部担当部長 学校訪問事業の結果報告でございますが、昨年は9校で10回訪問してまいりました。今年度は13校で14回の実施を計画しておりまして、残り2校となっておりますけれども、子どもたちからは非常に喜ばれている。教師の側から見ても、あんなに集中して音楽に取り組めるのはとてもいいことだと、とても喜ばれている状況です。今年度は今までになかったお琴を最後の学校で教えることを計画しております。どんな反応が出るか、楽しみにしているところでございます。以上です。

川島委員長 ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

小野委員 訪問する学校が増えても対応できそうですか。

浅木生涯学習部担当部長 できるだけ対応できるように、そして財団の持っている使命として、こういうところも拡大しなければいけないと思っておりますので、努力をしていきたいと思います。

小野委員 できれば、何回かの訪問がこれからもあっていいのではないかと思います。 浅木生涯学習部担当部長 資料の中では八松小学校は2回行くようになっております。芸術 家の方には、無料同然で教えに行っていただいておりますので、あまり強く 言えませんけれども、できるだけ学校の要望に沿えるように計画をしてまい りたいと思います。

平岡委員 講師は学校が指定するのですか、あるいは財団が紹介されるのですか。

浅木生涯学習部担当部長 基本的には財団が決めています。ただ本町小学校の場合は、お琴をということですので、限られた方しかいらっしゃいませんので、限られた中からお願いをしていくということになろうかと思います。声楽でお願いしたいとか、器楽でお願いしたいとか、いろいろ要望がありますので、教える側については基本的には財団側で決めていきたいと思っています。年度によって変わる場合もありますし、比較的一度教えていただいた方が続けるという方が多そうな気がしております。

開沼委員 毎回子どもたちの感想文を読んでいると、子どもたちの中に本当に響いて いるということを感じます。ボランティアに近い形でこれだけのものをして くださっている音楽家の方たちには感謝申し上げたいと思います。特に、子どもたち参加型になってきていて、音楽を聴くということと同時に日ごろ教わっている音楽の先生とはちょっと違った視点から、いろいろアドバイスをいただいたりしているということも刺激になっていると思います。参加型のプログラムは手間がかかりますけれども、音楽家の方たちが工夫を凝らして子どもたちにいい音楽をという気持ちがプログラムの中からも伝わってまいります。最近はいろいろな機材があって、音楽は生で聴かなくてもというような声もありますけれども、ぜひ子どもたちに小さいうちに、生の演奏の素晴らしさ、それから一緒に音楽を奏でる楽しさ、聴き手と演奏家がともに音楽をつくっていく楽しさを味わってもらいたいと思います。

それから今後は演劇活動の方に、身体表現にも幅を広げていただければと 思っておりますのでご検討をよろしくお願いします。

浅木生涯学習部担当部長 なかなか結果が出るには時間がかかるわけですが、学校訪問事業は1時間教えて、声の出し方も素人が聴いていても表現が変わってくるのがわかるぐらいなので、とても大切だと思っています。最近、ワンコイン・コンサートといって乳幼児の子どもをお持ちの方だけに聴きにきてくださいという事業を行いました。先日も小ホールで 450 人の定員に対してお金を払った大人が 353 人ということは、その倍以上の子どもたちがいます。そのようなことも行っておりますので、生の音楽に触れあえるようなことを、一生懸命やっております。

川島委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、本件を了承することといたします。

川島委員長 (3) 2007年成人式について、事務局の説明を求めます。

植木生涯学習部参事 2007年の成人式については、今年度も昨年度と同様に市民会館において 2007年1月8日(月)成人の日に予定しております。開催時間は開場が午後1時、開式を1時30分、閉式は2時30分を予定しております。内容は、オープニングイベントの後、第一部・式典、第二部・記念事業を企画しております。記念事業については、新成人を中心とする実行委員会委員17名により企画をしております。参加者への記念品は昨年同様、携帯ストラップです。なお教育委員の方々にもご案内をいたしますので、よろしくお願いいたします。

川島委員長 ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいた

鈴木委員 毎年のことかもしれませんが、12月1日現在藤沢市に在住していて案内状 をいただいた方以外の、例えば藤沢市にある高校を卒業した人が来られた

場合は、どういう扱いになっているのですか。

植木生涯学習部参事 現在、市外に転出等をされている方で、市内の学校を卒業された方々 については、特に案内状は差し上げておりませんが、青少年課に照会があり ました段階で、案内状の行かない方の受付を設けてありますので、そこを 通ってご参加くださいという案内をしております。

鈴木委員 そういうことを広報にも載せてはどうでしょうか。

植木生涯学習部参事 成人式の参加者については、市によっては住民票だけで、その方以外 はご遠慮くださいという市もありまして、そことの表示の部分がありますの で、一律には表示をしないで、照会がありましたときに対応させていただい ております。

開沼委員 記念事業のプログラムについて、少し事業内容をお聞かせいただけますか。 植木生涯学習部参事 記念事業の中でどのようなことをやろうかというのは、いろいろ議論 を経てこのような形になっております。インタビュー前後の参加者、音楽 関係者につきましては、市内の大会等に参画していただいた方です。インタ ビューにつきましては、会場に来られた方の中から時間的に2名前後の方に ステージに上っていただいて、実行委員がインタビューをするという企画を 予定しております。

川島委員長ほかにありませんか。

ないようですので、本件を了承することといたします。

川島委員長 (4) 放課後子どもプランについて、事務局の説明を求めます。

植木生涯学習部参事 放課後子どもプランについては、国が制度として打ち出したもので ございまして、国の制度を受けて県が要綱等を整備する中で事業を行うわけですが、現段階では国の資料だけですので、基本的な部分を説明いたします。 文部科学省の事業と厚生労働省の事業を一体的に行うという位置づけのもとに、この放課後子どもプランは作成されております。基本的に全児童を 対象に授業の予習・復習などの学びやスポーツ、遊び、物づくり、交流など のプログラムを行う居場所づくりと、親が留守の家庭の子どもを対象とした 学童保育の一体的な運営が目指されます。この事業の中で放課後子ども教室 推進事業が文部科学省で、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」が児童 クラブ事業ですが、藤沢市内では既に小学校区に1児童クラブが整いつつ あります。放課後子ども教室推進事業は、現在の制度では文部科学省の「地域子ども教室推進事業」という名称で行われております。この制度に基づいて動き始めた藤沢市の「かめっこ広場」は、亀井野小学校において行われている学校開放事業です。制度の上では学校の教室、体育館、グラウンド等を 活用する中で、地域のボランティアの方々等を指導員として、子どもたちに

場を提供するというものですが、ただ単に、場を提供するという形から学習の機会等を踏まえてボリュームアップしたものが「放課後子どもプラン」でありまして、このサービスの内容は学びの場、体験の場、交流の場、遊びの場、生活の場を一体的にしてという考え方であります。児童クラブが整備されているところについての考え方は、従前と変わらず児童クラブとして活動を継続していいのですけれども、一体的な形でできるように努力しなさいというふうに示されております。

それから放課後子どもプランですが、現在は文部科学省と厚生労働省が 別に動いておりますが、31ページは放課後子どもプランの中で一体的に連携 して、子どもの安全を図っていこうというものの図式で、32ページは子ども プランの創設の趣旨です。国の制度に基づき市町村が整備をしている内容が 34ページにあります。放課後子ども教室推進事業として学校開放を進める上 で、今まではボランティアを中心に事業展開をしておりましたが、この制度 のもとでは1市町村に1つの運営委員会を設置することになっております。 それから学校にコーディネーターを配置する。以下安全管理員、学習アドバ イザー等の整備が必要ということで、事業計画上は学習の機会までが必要な ものですから、学習アドバイザー等を踏まえて地域人材を活用して事業展開 を図ってほしいということであります。藤沢市は比較的児童クラブ、地域 子供の家、児童館を初めとして子どもたちの施設が整備されております。 こういう中で、国が新プランを打ち出してまいりました。藤沢市としても 今まである事業をより一層活発化させるとともに、既存の事業にこの事業を どういうふうに加えていくか、今後検討を重ねて方向づけをしてまいりたい と考えております。以上です。

川島委員長 ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいた します。

平岡委員 かめっこ広場が何年か前にできましたが、そのときは余裕教室があって、 希望があればできるだけ増やしていきたいということでしたけれども、現在 もかめっこ広場1つなのでしょうか。

植木生涯学習部参事 現在の制度の中で学校開放しているのは、市内ではかめっこ広場だけです。

平岡委員 これは文部科学省の3年間の実施とは違うやり方ですか。

植木生涯学習部参事 放課後子どもプランの中の文部科学省の部分については、3年間という同様の考え方で期間が示されております。ですから、19、20、21年の中で補助制度が確立されております。

平岡委員 かめっこ広場の場合、16、17、18 年の文部科学省の試行のものには該当 していないのですね。 植木生涯学習部参事 かめっこ広場については、県からの委託料で事業を立ち上げて動き 始めましたが、初年度、次年度の段階までで補助金は対象から外されてしま いました。

平岡委員 それでは現在は市単独でやっているということですか。余裕教室はないけれども、できれば、かめっこ広場のようなものが欲しいという要望は多いのですか。

植木生涯学習部参事 具体的に市民からは聞いておりませんが、議会の中ではかめっこ教室 という中で余裕教室を活用する事業という意見は出てきております。

平岡委員 今回新たに文部科学省が提案している放課後子ども教室は、かめっこ広場のときよりも多めの補助金もつくようですし、藤沢市でもできればいいと思うのですけれども、児童クラブと一体的にやれとはいうものの、児童クラブはある程度の利用者負担をしながら定着した事業として行っています。そちらとの一体的な運用というのはどのようになるのでしょうか。

植木生涯学習部参事 学校施設の開放の部分と児童クラブの運営の部分は、このプランの中でうたっているのは、例えば5時までは全児童の開放時間、それ以降については、藤沢市の児童クラブは現在7時まで行っておりますので、その時間が児童クラブというふうに一応の線引きをしておりますが、利用実態の状況を含めて確認していきたいと考えております。今ここで線を引いてここまでの時間は児童クラブ、ここまでは全児童対策というふうに短絡的にいかないのではないかと考えておりまして、できることなら市内の学校で試行ができる環境を整えながら状況を見極めていきたい。このためには現在の児童クラブの利用者が全児童対策を始めた学区の中で、どのように利用形態が変わってくるのか、これはサービスの内容が違う部分があることは説明のとおりですけれども、父兄の意識の問題、変わってくる要素があるのかも含めて児童クラブとしての時間、それから全児童対策の運営方法を検証する形がとれればと考えております。

平岡委員 できるだけいろいろな地区で希望があれば受けられるという形で広げていっていただければと思います。それとともに、今までの学童クラブの中になかなか入っていけなかった手のかかる子どもたちに対しても、この機会にできる範囲から一緒に入れるというふうな方向性を持っていただきたいと思います。

植木生涯学習部参事 小学校区を単位として全児童対策を始めるという形で事業化した場合、 学校における子どもたちの受け入れそのものは多面的な面から対応して いけるように体制を整えていきたいと考えております。事業として立ち上げ る中で、各種の人材を集めることも含めて諸課題を解決しながら先へ進んで いければと考えております。 開沼委員

10月以降に市町村担当者への説明ということなので、説明を受けたばかりだと思いますが、この説明を受けての計画等がありましたら内容を教えていただきたいと思います。

植木生涯習部参事

説明会につきましては、制度の中で課題がある点を質問してまいりましたが、県が要綱をつくるに当たってどのくらい細かいことを規定してくるかが1つあるかと思います。事業そのものは、藤沢市内の小学校区における余裕教室の状況を見極めないことにはいたしかたないかと思います。そうしてくると、市内全域を一変にというのはなかなか難しいと思います。今後それらを含めてできるところから、きちんと内容を検証しながら前へ進んでいくことを考えていきたいと思いますので、多少時間がかかることもあるかと思いますが、一歩、一歩前へ進めればと考えております。

小野委員

このプランについては、これまで藤沢市が児童クラブに取り組んできた、 あるいは地域子供の家もあるという形で充実をさせてきたという動きと 対立するような、要するに無料で子どもたちを預かる、それから共働きの 家庭ではなくて全児童という形で広げていくということで、実際のところ 我々としてはこのプランが出てきたときに戸惑いを覚えているという状況 であります。今までの国のやり方を見ても、恒久的に補助金がつくわけでは ない。飛びついて始めたところ3年ぐらいで補助金は切られてしまうという ようなこともあるとすれば、市の方針として、きちんとそのあたりの見通し をつけないと、なかなか踏み切れないのではないか、そんな気もいたします。 それから実際に、子どもたちが授業を終わってこの教室へ行った時点から、 今度はそこへ子どもたちをお願いするのはボランティアの方とかいろいろ な方にお願いするということです。ここのところがきちんと切れるかどうか というのもあると思うのです。それから全学校で始めた場合に、それだけの 人が手当できるかどうか。かめっこ広場のように地域の人が協力しながら、 1つの体制をつくり上げているという実績があるところと、募集をしながら お願いしているところと、それから今までと違うのは勉強も教えるという形 のものと、これから県がどう手当をしてくるかを見極めながら、私たちも 慎重に考えていかないと難しいのではないかという気もしているところ です。

川島委員長

ほかにありませんか。

ないようですので、本件を了承することといたします。

川島委員長 廣野保健給食課長

(5) 学校給食における食育の現状について、事務局の説明を求めます。 学校給食における食育の現状について、1の食育基本法ですが、近年、 食の乱れを初めとして、食をめぐるさまざまな社会問題が指摘されておりま す。幾つか例を挙げてみますと、①「食」を大切にする心の欠如、②栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、③肥満や生活習慣病の増加、④過度の痩身志向、⑤「食」の安全性の問題の発生、⑥「食」の海外への依存、⑦伝統ある食文化の喪失などが挙げられます。これらを改善すべく、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるように食育を総合的かつ計画的に推進していくために食育基本法が制定され、昨年の7月 15 日に施行されました。法の中で「食育」とは生きる上での基本であって、知育・体育・徳育の基礎となるべきもの。そしてさまざまな経験を通じて食に関する知識と、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと説明されておりまして、特に子どもたちに対する食育が重要視されております。

法では、国、地方公共団体、国民、食料生産者等のそれぞれの責務や取り組みについて、また、そのための計画の作成などが規定されているものです。次に、2の食育推進基本計画ですが、この計画は食育基本法が定める食育を推進するために、今年3月に国において策定されたものです。食育推進基本計画では「はじめに」として、食をめぐる現状と取り組み、そして今後の展開として今年度から平成22年度までの5年間の実施計画を規定し、目的の達成を目指すとしております。計画の実施に当たりましては、4つの柱が規定されております。1が「食育の推進に関する施策に関した基本的な方針」、2が「食育推進の目標に関する事項」、3が「食育の総合的な促進に関する事項」、4が「食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」で、それぞれがまた、幾つかに分類されております。

特に給食に関連する部分ですが、第1の4に「子供の食育における保護者、 教育関係者等の役割」では、「健全な食生活は健康で豊かな人間性の基礎と なるもので、子供のころからの継続した食教育が重要である」として、子ど もが楽しんで食について学ぶ取り組みを保護者、教育関係者等が連携して 積極的に推進することとしております。

第2の「食育推進の目標に関する事項」では、1つとして食育推進目標の考え方と、2つとして食育推進に当たって食育への関心度、朝食欠食率を下げること、給食食材での地場産の比率増加等々、記載のとおりの目標値が設定されております。

次に、第3の2「学校、保育所等における食育の推進」では、まず指導体制の充実としまして、給食管理と食育指導の両面を担う栄養教諭の配置促進をするというもの。学校給食の充実では、学校給食の普及・充実をより図り、「生きた教材」として活用すること。食物アレルギーへの対応や地産地消の推進、給食調理室の合調方式から単独校方式への転換を推進すると

いうものです。

4の食育推進運動の展開の中では、毎年6月を「食育月間」に、毎月 19日を「食育の日」と決めて普及啓発に取り組むことと規定されております。 5の生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林水産業の活性化等では、子供と生産者との交流促進が、6の食文化の継承のための活動への支援等では、子どもが早い段階から我が国の伝統的な食文化に関心と理解を抱くことができるように、学校給食に郷土料理を取り入れるなどして推進を図るというものです。以上、概要について説明いたしましたが、都道府県あるいは市町村においても、地域の実情にあった推進基本計画を作成するように努めることとされております。本市では保健所が中心となり

まして、来年度から本格的に検討していく予定となっております。

続きまして、3の藤沢市における食育の現状についてですが、食育基本法の施行に関連しまして、「食育」という言葉がどこでも聞かれるようになりました。藤沢市としては食に関する指導といたしまして、食教育には以前から取り組んできたところでございます。食育基本法以前の動きについてですが、平成9年以降子どもたちに大きな影響を及ぼすであろう食をめぐる社会問題の対応策として、文部科学省からさまざまな審議会の答申が出されております。その中で、健康教育推進の必要性、そのための食指導の充実等の提言がなされてまいりました。また平成12年には国民の健康増進や生活の質の向上、食料の安定供給を図るため、文部科学省、厚生労働省、農林水産省により食生活指針が策定され、政府全体で食育を推進していく方針が明らかにされました。その中で国民一人ひとり、とりわけ成長過程にある子どもたちの食生活の改善について推進が図られてまいりました。

その後、「健康日本21」、「かながわ健康プラン21」等の健康づくり 運動が策定され、さらに平成14年には健康増進法が施行されたことで、 食と健康への関心はますます高まってきたという経過がございます。本市に おける食に関する指導については、今までは学校栄養職員を中心に行われて まいりました。しかし、その内容については、各個人の裁量や学校事情に よりまちまちであり、給食時間やランチルームでの短時間での指導が中心と なっておりました。本格的な指導が始まりましたのは、文部科学省より答申 が出されました平成9年ごろからとなります。成長期の子どもたちにとって、 正しい食事のあり方と望ましい食習慣について学習し、実践力を身につける ことは極めて重要であり、生涯にわたって健康的な生活を営むための基礎を 育むという観点から、学校において系統立てた教育が求められたことが大き な原動力となったものです。

それでは、食育の現状の(1)学校栄養職員によります食に関する指導に

ついてですが、1つ目は、TTによる教科関連等の授業で(年間指導計画に基づくもの)学校栄養職員の「食に関する専門性」に加え、教育としての「食に関する指導」を担うために、学校栄養職員が授業に参画する機会が増えてきております。1.2年生の生活科や5.6年生の家庭科、またその他で担任との協力で授業を行っております。2つ目は、給食の時間における指導で(学校給食を教材とした教室やランチルームにおける指導)食育推進基本計画にもあるように、学校給食は内容の充実を図るとともに、「生きた教材」として活用することになっております。学校栄養職員はその日のメニューにちなんだ話や、学校給食を通じて職のマナーなどを子どもたちに伝えております。資料「こんにちは西部調理場です」は、その日の献立に関して調理場から対象校の4校に毎日各クラスに1枚ずつ配布しているものです。1例としてつけさせていただきました。

3つ目は、保護者に対するもので、学校給食への理解を深めるため、また、食の大切さ、朝食の欠食防止等について保護者に対して啓発活動を行っております。主なものとしては、給食だよりや保護者対象の給食試食会です。給食だよりにつきましては、学校での子どもたちの様子、給食の人気メニューのつくり方等、学校ごとに保護者にお知らせしたい内容を毎月発行しております。資料として、鵠南小学校の給食だよりと献立表をつけております。また、試食会につきましては、年に1~2回、学校給食に関する話を交えながら、学校給食の試食をしていただく機会を設けております。どこの学校でも多くの保護者に参加していただいております。またこれとは別に、夏休みの間に学校給食への理解と食育を兼ねて、地域の方や保護者我対象とした試食会も実施しております。

次に、グループ研究です。学校給食を実施し、その内容を充実させるために、学校栄養職員は毎年、問題解決のための研究に取り組んでおります。 数人ずつのグループをつくり、献立の研究や指導資料の作成などを行っております。研究の結果については栄養職員に資料として配布され、それぞれが活用をしております。

続きまして、(2)「教育委員会としての取り組み」についてですが、食に関する指導を推進するために環境づくりや取り組みを行っています。1つ目が、食育啓発冊子で、資料「大切です!食生活」です。子どもたちを取り巻く食環境の変化に伴い、生じてきた食に関する問題を解決する手段の1つとして、保護者への啓発資料の作成及び発行を行いました。これは学校栄養職員を中心にプロジェクトを立ち上げ、内容の検討を含め2年がかりで作成したものです。内容としては、朝食やおやつなど保護者に伝えたいものを選び、まとめたものです。平成14年度に小学校と養護学校の全世帯に配布

し、その後は毎年小学校1年生の保護者に配布しています。

それから、来週の月曜日、11 日付け発行の全校共通の「給食だより」ができあがりましたので、お手元にお配りいたしました。これは現在、学期ごとに作成し、全保護者に配布しているものです。

2つ目は、プロジェクトによります指導資料作成です。学校栄養職員が 関連教科の授業に参画するため、指導内容を系統立て、なおかつ年間を通じ て計画的に行えるようにするため、食に関する指導計画を作成し、その計画 に沿った指導案集をまとめたものです。平成 14 年度と 15 年度の2年間で 作成し、学校栄養職員の指導資料として活用されております。今年度、その 見直しを行っているところです。資料の最後につけてありますのは、食に 関する指導計画及び指導案集の表紙と、裏面には低学年・中学年、高学年に 分けた年間の指導計画の表だけをつけております。

次に、給食フェアです。児童生徒の望ましい食生活習慣の形成を図り、「生きる力」を養うための啓発とともに、学校給食に関する理解を深めることを目的として、昭和57年度より給食フェアを実施し、継続して行っております。今年度は25回目となります。来年1月19日から21日の間に湘南台公民館において児童が描いた給食に関する絵、その他パネルの展示と女子栄養大学学長の香川芳子氏をお招きしての講演を予定しております。また1月24日から30日の間、藤沢駅北口展示場で、絵とパネルを展示する予定になっております。

次に、地場産物の拡大についてです。学校給食で扱っております食材は、 従前より安全、安心をモットーに選定しておりますが、青果物につきまして は、生産者の顔が見えるものを少しでも多く取り入れるため、平成9年より 地元の農家でとれた野菜を中央卸売市場の業者を通して使用を始め、継続 しております。また、生産者とのふれあいを深めるため、トウモロコシ畑に 出向き、児童が直接もぎ取りをするなどの体験学習も行っております。さら に、アイガモ農法による米の使用、藤沢産の新米使用など、地場産物の使用 拡大に向けて関係機関の協力をいただきながら、取り組みを進めております。 これとは別に、先月実施いたしました学校保健会においても、今日的な課題 として食育を取り上げて、講演や研究発表を実施し、教職員等の参考にして いるところです。今後も給食を生きた教材として最大限に活用しながら、 また他の部署とも協力しながら、食育を進めてまいりたいと考えております。 以上です。

川島委員長

説明が終わりました。ただいまの説明に対してご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

鈴木委員

食育の推進に当たっての目標値として(2)朝食を欠食する割合が 15%以

下というのは男性だけということですか。20歳、30歳の男性というのは、朝食を食べない母親が多いからなのか。今、小学生、中学生でトイレが嫌いというのは、1つは洋式であるということと、朝ご飯を食べないでくるからなのか。昔は朝ご飯を早く食べてトイレに行ってから学校に来たけれども、それが乱れるから勉強もできない、学校でトイレに行こうとなると和式とか洋式ということがあって、メンタル的にも狂っていくという話がありますので、朝食を必ず食べるということは、排便習慣も含めて生活のリズムという言い方もされた方がいいのではないかと思うのです。

廣野保健給食課長

朝食の欠食について、藤沢市が平成13年に行った結果では幼児が5%、小学生が8%、中学生が15%となっております。ただ、中学生については17年度の調査では約9%台に下がったという結果もあります。朝食の欠食については保健所とのタイアップで、「朝から元気印大作戦」という名称で全市的に朝食の欠食を減らす運動を行っております。ご指摘のとおり、1日のリズムの中で朝食をとることが大切でありますので、積極的に進めていきたいと思っております。

鈴木委員

早起きしてご飯を食べて、トイレへ行ってという習慣が大事なのだよと いうところに結びつけてもらえればと思います。

廣野保健給食課長

我々も同様な考え方ですので、その形で進めていきたいと思います。

小野委員

いずれにしても、母親なり父親が認識していかないと子どもの食生活はなかなか改善できないと思います。親がちょっとゆとりを持って起きていただくと、できる部分がかなりあるのではないかと思います。食に対する考え方も含めて、学校が行う部分と、生涯学習関係で行っていく部分も含めて教育委員会としても先導役として進めていく必要があるのではないか。市ともタイアップしながら進めていく必要があると思います。

川島委員長

食わず嫌いというテレビを見ていると、女性がケーキを嫌いとか、生クリームが嫌いとか、とんでもないものが嫌いだと。そういう人たちの子どももそうなるのかどうかわからないけれども、両親の食べ物に対する考え方が変わってきていることを日常感じるので、食育基本法などもできたので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

平岡委員

早寝、早起き、朝ごはん、そして排便までをきちんとして学校へ出て行くという習慣を身につけさせるには、やはり親の努力が必要だと思います。社会全体として、お父さんが仕事で帰るのは深夜で、その近くまで子供が起きていたりすると、必然的に朝は早く起きられない。起きたばかりでは食べられないというような生活様式になっているうちが多いのではないか。本当ならば夕ご飯ぐらいは、働いているお父さんも一緒に食べられるような暮らし方になるといいと思うのですけれども、少なくとも早寝、早起き、

朝ごはんそして排便までできるように大人が気をつけていく必要があると 思います。

開沼委員

私も共働きなのですが、朝ごはんは家族でゆったり食べて、きちんと排便して登校させるということだけは心がけて、1日の生活のリズムをつくっています。なかなか大変だと思いますが、家族全員が頑張っていかなければいけないのではないかと考えています。実は15年ぐらい前に、フランスのニュースで、「味覚の教育」を始めたという内容をやっていたのです。アメリカ型のハンバーガーが入ってくるけれども、同時にフランスの伝統的な食材のチーズなどはかなり個性的ですから、そういった伝統の味を小さいうちからきちんと味覚教育として味覚の中に取り込ませて、その中で選べるようにしていこうという内容です。非常に印象に残っているのですが、今回の食育に関して塩分を控えようとか、カロリーが中心に取り上げられているのですが、味覚の幅を広げておくことも大切ではないでしょうか。そして成長していく中で何を選択していくかという部分で、小学校、中学校あるいは幼稚園の小さなうちにさまざまな味、さまざまな食材を知ることは、家庭教育、学校教育の中で重要ではないかということを今回、読んでみて感じました。

川島委員長

ほかにありませんか。

ないようですので、本件を了承することといたします。

川島委員長

(6) いじめ問題の取り組みについて、事務局の説明を求めます。

飯島教育総務部参事

事 このところ、いじめによる自殺やその予告の手紙などが報道でも大きく取り上げられ、憂慮すべき事態になっております。こうしたことから、文部科学省で毎年度末に行っている「生徒指導上の諸問題調査」の結果に基づき、本市の状況についてご報告いたします。1の現状と分析ですが、いじめについては、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった学校の内外を問わない。」という定義のもとに調査をした結果です。本市におきましては、ここ数年間わずかに減っている傾向にございますが、ほぼ一定の割合で発生していると言えます。担任1人で背負わずに、校内体制で指導・対応を行い、早期に短期間で解消していくことを徹底しています。調査は3月末時点での集約ですので、時間のかかるケースや年度末に発覚したケースなどについては、解消されないまま、集計されております。学校で把握したいじめの形態としましては、「冷やかしやからかい」が一番多く、次いで「言葉での脅し」、「暴力」、「持ち物隠し」などとなっており、特に中学校で発生が高くなっております。

2の取組み状況について、いじめや暴力行為は絶対に許されない卑劣な 行為であるとして、毅然とした態度で問題解決に当たっております。また、 命の尊さや思いやりの心を育むといった基本的な人間性を育てる教育を、 あらゆる機会を通して進めているところです。特にいじめ問題につきまし ては、なかなか発見しにくい状況がございます。日ごろから他者を尊重 する心の育成や信頼ある関係づくりに努めるとともに、「どこの学校にも 起こり得る問題である」、「見えにくく隠れているいじめこそ大きな問題に つながりやすい」という認識を持ち、児童生徒が発するサインを見逃さな いようにし、早期に対応することを指導しております。教育委員会事務局 としても10月25日に臨時校長会を開催して、指導の徹底を図るとともに、 11 月を取り組みの強化月間として質問紙による調査や、きめ細かな対応に ついて指導いたしました。また、11月20日付で教育長通知として、いじめ に関する緊急アピール「いじめをなくし、かけがえのない命を守るために」 を全市中学校に配布し、いじめの状況把握や解消に向けての校内体制強化 を指示いたしました。また、学校だよりを通して、子どもたちの手から 保護者に渡るようにということの指導もしております。さらに、いじめに 限らず、児童生徒指導上の諸問題に対する対応をより迅速かつ適切に行う という視点から、「藤沢市立学校児童生徒指導の手引き」を作成し、各学校 の全教職員に配布しております。これについては長年の懸案でしたが、 ちょうどこの時期に完成をしたということであります。この中にいじめに 対応するマニュアルも入っております。今後、この手引きを児童生徒指導 上の有効なツールとして活用していただきたいと考えております。児童 生徒指導ではスクールカウンセラーや相談員によるカウンセリングが、 子どもたちへの指導・援助の上で欠かせないものとなってきております。 特に最近の子どもたちは、良好な人間関係、友人関係を築くことが苦手で、 それがいじめやトラブルにつながり、そしてなかなか自分たちだけで解消 していくことが難しいという状況がございます。

こうした点から見ましても、相談体制を整備・充実することにより、 多くの子どもたちを悩みや苦しみから救うことができるものと考えており ます。教育委員会事務局といたしましては、子どもたちを囲む大人たち 一人ひとりが役割に応じた意識と責任を全うすることと、相談体制や校内 体制を含めた諸条件の整備に今後とも力を注いでいきたいと考えており ます。以上です。

川島委員長

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

本市の40万都市、55校におけるいじめのデータは、ほかの市に比べ多い

のか、少ないのでしょうか。

飯島教育総務部参事

事 いじめ問題については、やはり大都市に多い傾向があります。データは文部科学省の定義に基づき行っておりますので、深刻な身体的・精神的な被害を継続して受けているということに対して統計が取られていて、新聞報道等ではいじめを学校が隠しているのではないか、教育委員会が隠しているのではないかということを言われております。私どもとしては、いじめとトラブル、けんかというものは違うだろうと考えております。けんかやトラブルは、対等の関係の子どもたちが一時的に起こすものであると。いじめについては、力の強い者が弱い者に一方的に抵抗ができない状況で起こすものであると考えております。今回、11 月にアンケート調査等をしてもらったと同時に、4月から 11 月末までの間に学校としていじめ、あるいはトラブルなのだけれども、学校が介入して解消しなければいけなかったものがどのくらいあったかということを報告していただいております。

それによりますと、昨年度の諸問題調査は2件ですけれども、文部科学省の定義によらない聞き方をしますと小学校は52件で、中学校は254件でした。この中にいじめもトラブルも入っているというような認識をしております。そしていじめは起こってはいけませんけれども、なくなることはないものと考えております。深刻ないじめは教師や大人が責任を持って解決をしてあげて、被害児を救済していく。そういうものの中から加害者、被害者とも心の成長を果たしていくのだと思っています。今後とも、教育委員会事務局としましては深刻ないじめについては一日も早く発見し、早期に解消するよう努力をしてまいりたいと考えております。

小野委員

一連のいじめに関する報道を見ましても、子ども自身がいじめと感じたらいじめだという認識を持たなくてはいけないと思います。それからどうも数が少ないのではないかという話もあって、考え方を変えますと、把握した数というのは学校がいじめと認識した数、要するに発見した数です。発見すれば学校は必ず対応するわけですから、対応しない数、要するに発見できない数はどのくらいあるか、ここも問題にしなければいけない気がします。現在のいじめがなかなか発見しにくい状況の中では、いじめが何件とあれば、その何件は学校がつかめたと、要するにそれだけ対応している件数だというような受けとめ方をしていく必要があるのではないかという気がいたします。今の子どもは、いろいろな形でもまれていませんから、非常に深刻に考える。これを周りの大人は、子どもの気持ちを考える必要があるだろう。昔のように、何だ、大丈夫じゃないかという形では考えないということも必要だろう。これだけ深刻に考えているのだということを考える必要がある。

それから学校の体制は、担任1人ではなくて、そういうものを発見したら、 全校体制で取り組む。いろいろな人の力を借りながら取り組んでいくことが 必要だろうという気がいたします。

川島委員長

報道を見ていますと、大都市、田舎に関係なく全国ネットワークできている感じがします。子どものいじめは地域とか地域の環境そのものが影響しているのか、それとも何かもうちょっと違ったファクターの中で起きているのか、連鎖反応しているのか、大きな社会状況があって変化しているのか。あるいは、地域のいろいろな環境が違ってこういうことが起きているのか、その辺の分析をされたのか、決してデータ云々ではなしに、いつこちらにくるかわからないし、あるいはないかもしれませんし、根本的なところはどうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

飯島教育総務部参事 いじめによると見られる自殺が報道されているということですけれども、報道と自殺の連鎖の関係については、WHOの「自殺予防の手引き」の中でも関係があるということで、報道してはならないことが記載されております。1つは遺体や遺書の写真を掲載する。遺書をそのまま掲載するというようなことも最近起こりました。自殺方法を詳しく報道する。単純化して原因を報道する。美化したりセンセーショナルに報道したりするというようなことがありまして、マスコミを通じて子どもたちが心の傾斜を持っているところに、そういう報道がかかってきて、そういうものが引き金になってしまうようなこともないとは言えないと。我々としてはそういうような連鎖

が起こらないような報道をしてほしいと考えております。

また、学校あるいは教育委員会事務局としては、いじめについてのアンケートや教育相談をする中で、子どもたちにSOSを発信してねと、先生や親が必ず手を差しのべるからと、そういうメッセージを発信していくことが大切かと思います。地域差はそれぞれあると思いますけれども、どこの地域でも日本では起こっているということでございます。以前のように地域による特色が薄れてきて、どこの子どもでも、例えばミニスカートがはやると、九州から北海道まで中学生や高校生がミニスカートをはきたがるというようなことがありますので、それほど子どもたちの生活環境は違わないのだろうと思います。ただ、1つの小学校に1つのクラスしかないとか、1つの小学校から1つの中学校にしか入れないなどというような特別な場合には、いじめの状況が継続していってしまうということもあろうかとは思います。お答えにはなっていないかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

鈴木委員

小学校で起きるいじめと中学校で起きるいじめは、結構違うと思うのです。 例えば小学校だと子どもの純粋さがあって、みんなと一緒という形でひいき されているのではないかという子に対して、まとまっていじめるというよう なのもありますよね。それが中学校になっていきますと、その純粋性というよりも社会の複雑さ、それから誰かが怖いからといってまとまる番長というのがあります。その結果として起こることは、小学校のときにはいじめている子もいじめているとは感じない。中学校になって、高校になってくると、自分はいじめていると感じながらやっている。つまりいじめというのは、小中同じに考えるのではなくて、少し整理して考えていかないと落とし穴が出てくるのではないかという気がするので、人間として成長していく1つの過程であることは間違いないので、いじめていると思っている人に対するアピールとか、いじめと感じていないあなたに、実際からみるといじめているのだと、その辺のことを小学校、中学校一緒に考えながら、何か考えていくとデータも変わってくるのではないかという気がします。

飯島教育総務部参事 小学校1年生だと「先生、何々ちゃんにいじめられた」と来るのですが、いじめではない例がほとんどです。小学校高学年から思春期がスタートしてきて、体も心も成長するのですけれども、その過程で心身のアンバランスというものがある。その思春期におけるいじめの状況、集団で1人をというようなものの中では知恵もついてきますので、ふざけているようにしていじめをするとか、いじめられている子に「こんなことしゃべったら、もっとひどい目に遭わすぞ」と脅すようなことを言う、それからいじめられている子も自尊心からいじめられているということを親や教師に言いにくいというような中で、小学校高学年から中学校にかけて、いじめが深刻化していく、見えにくくなっているという状況はあろうかと思います。我々としても年齢によっての、小中学校によってのいじめの違いというものを認識しながら、対応していく必要があるというふうに考えております。

川島委員長 社会問題化してきて、本市では手引書ができて、それを配布しているということだが、手引書をつくった後、藤沢市いじめ対策委員会などをつくられたといった今後の対策は考えられているのでしょうか。

飯島教育総務部参事 新しくいじめについての対策会議を立ち上げるということではなく、中学校では生徒指導担当者会というのが月に1回開かれております。そして生徒指導委員会的なものを週に1度、校長、教頭、学年の生徒指導担当、養護教諭、それから市の相談員が入る場合もありますけれども、そういうものでいじめについて話題にしながら推進していくことが必要かと思っています。それから、子どもたちの心を育んでいくということが教育上非常に大切でございます。松谷みよ子先生の絵本「わたしの妹」というものがございます。これはいじめに遭った妹が学校に行けなくなり、やがて亡くなってしまうという絵本ですが、これについて道徳で取り上げてもらうために、小中学校に3つの指導案をつくって配布をしています。それから新採用研修

がこの冬休みに2日間行われますので、指導主事にこの絵本を使った模擬 授業をしてもらい、学校に帰って自身で授業としてやってみてくださいと いう取組みもしていきたい。対策と同時に教育の中でいじめをなくしていく 心情を育てていきたいと考えております。

川島委員長

国も小泉首相から安倍首相に変わって、教育改革ということで特別の委員会をつくっています。素晴らしい手引書が他市に先駆けて抜本的に作られたことは理解できるけれども、何かそういうような緊急の委員会をつくった方が対応としてはいいのではないか。今、既成の委員会あるいは運営委員会等はあるかと思いますけれども、今後新しい委員会を作ることを考えられるのでしょうか。

飯島教育総務部参事 委員長のご指摘がありましたので、どういう形で実現できるか、もう 一度検討させていただいたと思います。

川島委員長 よろしくご検討ください。ほかにはいかがでしょうか。

ないようですので、いじめの取り組みについては了承することにいたします。

川島委員長

(7) 地域子供の家外壁等改修工事に伴う臨時休館について、事務局の説明を求めます。

植木生涯学習部参事 地域子供の家外壁等改修工事のため臨時休館をさせていただきたいと 考えております。該当施設は秋葉台子供の家、愛称「ちびっ子パラダイス」 です。休館期間は1月5日から3月15日まで。この施設はログ材でできて おりまして、入り口周辺の壁面のログ材の交換ということなので、工事期間 中の子どもの安全に配慮するため休館とさせていただきたいということで す。なお、子供の家条例施行規則の中で、年末年始の休みが12月28日~31日、1月1日~4日が規定されておりますので、実質的な休館そのものは12月28日からとなりますけれども、休館期間そのものは2007年1月5日から 2007年3月15日までとなります。なお、休館に伴いまして、地域子供の家 利用者には掲示や小さいビラで、学校等にも配布をさせていただきます。 また広報等媒体を通しての周知とともに、近傍の石川児童館の施設の活用が 図れますということと、現在、秋葉台地域子供の家を利用しているお子さん たちには、近くに遊び場がありますということをあわせて周知しながら、 工事に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

川島委員長 ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いしま

特にないようですので、了承することといたします。

川島委員長

以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件は、すべて終了いたしました。

次回の定例会の期日を決めたいと思います。来年1月12日(金)午後3時から、場所は東館2階教育委員会会議室において開催することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川島委員長

それでは、次回定例会は、2007年1月12日(金)午後3時から、場所は 東館2階教育委員会会議室において開催いたします。

以上で、審議日程はすべて終了いたしました。

午後4時50分 休憩

この会議の結果を記載し、相違ないことを確認する。

藤沢市教育委員会委員長

藤沢市教育委員会委員

藤沢市教育委員会委員